

平成 29 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月13日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月13日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼 環境課長	江場 満
		次長兼 保険医療 課長	寺西 孝		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝		
消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼 消防署長	佐藤 安英	
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	黒川 静一	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
8	板 倉 浩 幸	①国民健康保険について……………	106
		②海部地区環境事務組合に関する件……………	120
9	伊 藤 俊 一	観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアムの運営 について……………	135

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成29年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは傍聴人の方々に誤解を与えないよう、利用形態をしていただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次、発言を許可いたします。

質問8番 板倉浩幸君の1問目「国民健康保険について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

私からも改めて、おはようございます。

それでは、質問に入ります。

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、1番目として「国民健康保険について」、国保についてと題して伺っていきます。

来年4月から国民健康保険の財政運営を市町村から都道府県に移す制度改革に向けた動きが進んでいます。運営方針が具体化するにつれ、住民が負担をする国保税の大幅アップの試算などが明らかになり、不安と警戒が広がっています。高過ぎる国保税を払い切れない世帯が相次ぎ、正規の保険証を取り上げられ必要な医療を受けられない人が後を絶たないことが大問題になっています。さらに国保税を引き上げることは、深刻な状況に拍車をかけるものです。住民負担強化につながる都道府県化の危険を浮き彫りにしています。

国保の都道府県化は、2015年に安倍政権が強行した医療保険改悪法の柱の一つであります。1961年開始の国保の歴史の中で、かつてない大改変です。新制度でも、市町村が国保税を決めたり徴収したりする点では現在と変わりません。大きく変わるのは、都道府県が国保財政を一括して管理することです。市町村に負担をさせる金額を決めたり、それを上納させたりする仕組みなどを通して、国保に係る公的医療費を抑え込む役割を都道府県に担わせるというのが政府の狙いです。

この制度変更が、住民の負担する国保税の金額に大きな影響を与えることとなります。都道府県の現実の姿が明らかになるに従い、制度を担う市町村から国保税アップへの懸念が出るなど、矛盾もあらわれています。国や都道府県から圧力による国保税の上昇、今でも高過ぎる国保税、強権的な国保税徴収などを許さず、引き下げを行い、国保をまともな公的制度

として機能させることこそ、今必要であると考えます。

そこで、初めに、国民健康保険の被保険者数についてお尋ねをいたします。

現在、国保に加入されている方はどのような世帯なのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

国保に加入されている世帯について答弁をさせていただきます。

国保は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していらっしゃる方、生活保護を受けていらっしゃる方を除く全ての方が国保に加入することになっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。そうですね。自営業者もそうですし、ここにいられる議員さんの中にも、国保の加入者もたくさんいると思います。

それでは、次に、加入されている世帯の方でどのような世帯の方が多いのでしょうか。加入世帯の収入や年齢層など、特徴的なことをお聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

加入されている世帯はどのような世帯が多いかということについて答弁をさせていただきます。

平成29年度における国保加入者世帯のほうでございますけれども、世帯が5,191世帯、加入者さんの数が8,249人の方が加入していらっしゃいます。年齢構成でございますけれども、15歳から64歳の加入者の率が51.4%、65歳から74歳の加入者の加入率が41.6%、平均年齢にいたしますと51.9歳でございます。

さらに、所得の構成といたしましては、年収300万以下の世帯が全体の約半数を占めている状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

年収で300万円以下。ちなみに、200万円以下ぐらいただと、どうなるのでしょうか。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

年収の200万円以下になってまいりますと、およそ35%程度だと推計をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと参考というのか伺っていきたいんですけども、今300万円以下の年収でほぼ半分、200万円以下で35%ということですけども、国保の所得割なんですけれども、ちょっと年収で課税所得が多分あると思うんですけども、サラリーマンとか年金者ならそれぞれの控除を引いて、基礎控除の33万円引いて対象とすると思うんですけども、ちょっと国保の所得割の課税についてお伺いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今議員のご質問についてでございますけれども、所得から控除を引いた額、これがいわゆる所得金額、所得区分になっていきます、所得課税金額になってまいります。これが100万円以下の金額の方が、構成比といたしまして51.86%、100万から300万以下の課税所得の方が35.12%という形でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。課税所得で100万円以下が半分を占めるのがわかったと思います。そこで、これからの被保険者数、また保険給付費、また、国・県の支出金はどのようになると考えているのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

将来の国保運営におきましては、加入者は団塊の世代の方が後期高齢者医療制度に移行されていきます2025年には、現在の8,200人が7,000人を割り込むような状況になると推計をいたしております。

保険給付費総額でございますけれども、現在24億円程度で推移しておりますけれども、加入者が減少しても、しばらくの間は横ばいの状況が続いていくものと考えております。

国・県の支出金でございますけれども、こちらにつきましては保険基盤安定負担金が加入者の数で人数に応じて交付されてまいりますので、加入者が減少していけば金額のほうも減少してまいるといふふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2025年問題、団塊の世代が、これ国保が64歳までということの後期高齢に移行するということが7,000人を割り込むということ、保険給付費については24億円の横ばいということで、支出金は被保険者数が減れば支出金も減っていくということはわかっています。

それでは、本題の2018年、来年4月からの国保の財政運営を市町村から都道府県に移す制度改革に向けた動きである国保の県単位化についてお尋ねをいたします。

この県単位化でどのような国保運営になっていくのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

国民健康保険は、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を果たすことで制度の安定化を図るということにされました。一方、市町村においては、地域住民の方の身近な関係の中、資格管理や保険給付、県が示す標準保険税率をもとに税の賦課、徴収を行い、特定健診等の地域にきめ細かい事業を引き続き担っていくものとされたところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国・県、蟹江町の役割をお聞かせいただきましたが、あくまでも蟹江町が国保税を決めたり徴収したりする点では現在と変わりませんと思いますが、大きく変わるのは愛知県が国保財政を一括して管理することで間違いないですか、もう一度答弁をお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

これまでは町のほうで税の算定をしておりましたけれども、来年度以降は県が示してまいります標準保険税率をもとに、それを参考に国保税を算定していくという形になります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

徴収する点は変わらないんですね。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

例えば後期高齢者医療制度ございますけれども、県がこれは広域連合として保険料を決定して、被保険者全員に一律に保険料を課してまいります。これは県内の均一の料金でございますけれども、国保税におきましては、標準保険税率を県が示してまいりますけれども、町のほうで算定をさせていただいて決定をする、その辺が違うところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

次にちょっと質問することで答弁をいただきましたけれども、ちょっと座ったままでちょっと聞いちゃったんですけれども、国保税決めて徴収する点は変わりませんねとちょっと伺って、それで今答弁ちよつともらったんですけれども、現在広域化されている後期高齢者医療保険との違いを、もう一度お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

先ほど答弁させていただきました後期高齢者医療制度でございますけれども、こちらにつきましては、県が運営主体となっておりますが、これ広域連合が保険料を決定いたしまして被保険者全員が一律に負担する均等割と所得に応じて負担する所得割、この合計額が保険料となって、これが均一料金として、県内どこにいても均一料金として課せられてまいります。

国保税におきましては、県が医療費の必要な見立てを立てまして市町村ごとの標準保険税率を示し、それに応じて、それを参考に、国保税を市町村が算定していくという流れでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。後期高齢者医療、我が党としても反対しておりますが、県内どこにいても同じ保険料ということで、その点がどうなのかなと思います。

では、今の広域連合である後期高齢者医療保険では、町民の皆さんの意見が反映されない

制度であります。このような意味で私も反対をしておりますが、今回この国民健康保険もこのような制度になる可能性はあるのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

県は、医療費水準の見立てを立てて標準保険税率を示してまいります。県内の医療費の水準が今大変格差がある状況でございますので、そういった意味での標準保険税率になってまいりますので、今県としては均一の保険税設定というのは非常に難しいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、次の質問に移ります。

財政を初め国保運営の責任を負うとされる県の役割は、保険給付費を保険医療機関に支払う財政責任を除けば、町に請求する納付金と、町が先ほど言った保険税率を定める際に参考とする標準保険税率の算定があります。

まず、来年4月からの県単位化に向けての納付金仮算定の試算結果についてお尋ねをします。

先月11月に結果発表がされました。前は、ことし2月と9月でありましたが、そのときの試算と比べてどのような点に変更されたのでしょうか、お聞きいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今回の11月の仮算定でございますけれども、国保事業費納付金の仮算定における条件設定、これが変わりました。これまでの市町村基礎ファイルを平成28年度データから29年度データに置きかえるとともに、医療費推計、所得推計、前期高齢者交付金等直近のデータを活用することで、今回の仮算定結果が示されたものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ことしの2月に最初に仮算定出たときにはちょっとびっくりしたんですけれども、そのときの試算結果では直近のデータではなく対27年度の増減額で蟹江町で見ますと、1億9,500万円の増で、伸び率121.2%でした。9月、11月の試算結果は、平成30年から拡充をされる国の財政支援、9月で1,700億円のうち1,200億円、愛知県分で93億円、そして先ほど言った、11月で1,500億円、愛知県分で119億円を反映させ、その財政支援を見込んで今回激変緩和措置を試算に入れていると思いますが、その激変緩和措置とは具体的にどのようなものなのか、お聞きします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

国保事業費納付金等でございますけれども、算定における県の激変緩和措置につきましては、市町村ごとの納付金額を被保険者数で除した1人当たりの納付金額をベースに実施する

ものとされております。比較対象の基礎となる平成28年度に対し増加率の上限となる一定割合が104.91%、こちらに上限設定されました。この104.91%という数値が、県内54市町村で納付する最も少ない金額に当たるため、これが納付金仮算定の激変緩和措置に当たるものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、激変緩和措置も入れた今回の11月の試算なんですけれども、今回の11月のこの試算、仮算定の納付金がどのような試算結果になったのか、お聞きします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

本町におきましては、一般の被保険者数が7,991人と示されました。激変緩和措置前が、町の納付金の金額につきましては11億974万4,000円、1人当たりの納付金額は13万8,874円でございます。激変緩和措置後の金額でございますけれども、町の納付金額が11億1,194万8,000円、1人当たりの金額が13万9,150円と、本町の負担としては増額となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今回11月の試算結果、より本番に近い試算結果だと思いますが、被保険者の保険税負担が急増にならないようにするのが激変緩和措置であると考えますし、県内それぞれの市町村によって、増加するところもあれば、減るところもあると思います。今回蟹江町において、先ほど答弁があったように増加であります。また、激変緩和措置をやるといっても、そのような県内でもアンバランスがあると思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今回の国保事業費納付金につきましては、県内54市町村で県のほうにお金を納付していく形になります。県のほうは来年度から国保会計、特別会計をつくりまして、5,000億円を超える特別会計を起こすわけでございます。前回の54市町村が激変緩和前の数値で、54市町村が納付する額が2,146億円でございます。これが、激変緩和を入れたことによって2,132億円、これ54市町村全部の総額でございますけれども、約14億円減少したということでございます。この14億円の減少が、県の言うところの激変緩和措置であるというふうに理解をしております。

○2番 板倉浩幸君

激変緩和の必要な財源、増加率の上限を一定割合まで抑えて試算を行っていると思います。医療費給付金の自然増まで、先ほど答弁があった28年から30年度で104.91%が県の試算として算定をしています。増加率の上限が達していない市町村に分かち合う、市町村でそれぞれ分かち合うことになるとは思います。激変緩和措置がそのようなことになるとは思いますが、

ろしいんでしょうか。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今回の国保制度改革におきまして、市町村では市町村内における加入者さんの相互の助け合いだけでなく、今回からは市町村相互の支え合いも大きな基本方針として入っているところでございます。以上のことから、104.91%の上限割合を設定して負担の大きいところを抑えていく、そういう意味ではやむを得ない措置なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

本来の激変緩和措置、どうなのかなと思いますけれども、今議会の全員協議会でも報告があったように、市町村相互の支えの仕組みを加えるものと基本方針で示していますと確かにあります。

それでは、ちょっと町長にお尋ねをいたします。6月での代表質問で、私もこの国保の問題は取り上げました。町長の答弁で、町としても急激な値上げはしたくない。この激変緩和措置を使っただけということでもありますので、できればこれをしっかり見ながらやっていきたいという答弁をもらっております。今回の試算結果や激変緩和措置について、答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を差し上げたいと思います。

国民皆保険、国民健康保険でありますけれども、本当に真から根づいた必要な保険であるの言うまでもございません。6月にご答弁を差し上げました時点では、まだまだ県の仮算定の金額が出てきておりません。非常に我々も理解しにくいのは、激変緩和というのは54市町村のうち激変緩和措置をとっても上がる町村は多分そんなにたくさんないと思うんですね。僕もまだちょっとはっきり見てないんですけども、そのうちの一つが実は蟹江町であります。ある意味きっちり財政運営をしてやっているところに、激変緩和措置という言葉の中で相互扶助だから皆さん助けましようと言われても、ちょっとなかなか我々も理解ができないわけであります。

6月に申しあげましたのは、ざっくりとした話の中で急激な保険料の上昇を抑えたいということで、いろんな方法があると思います。この後まだいろいろご質問いただけるわけですが、最終的に国保運営をどうしていくかということについては、ある程度県が管理をするといっても、まだまだ4方式を2方式にするという大きな流れはありますが、いわゆる後期高齢者制度と同じような制度にして均一を図るのが多分国・県の考え方だと思いますけれども、やっぱり国保については今までの成り立ちがしっかりございますので、課税の仕方も違います。国保料という算定をとっているところもあれば、国保税という形をとっているところもありますので、板倉議員も多分ご理解をいただいていると思いますが、全体

の流れの中で急激な上昇を抑えるべく、いろんな考え方を持っているというのは、6月に答弁をさせていただきました。

○2番 板倉浩幸君

激変緩和措置、蟹江町も減るのかなと実際には思っていました。近隣の市町村でも、大治も上がります、蟹江町も今申し上げたように上がります。逆に、愛西市、弥富市は激変緩和で下がります。津島に対しては、激変緩和で上がる予定で今なっているみたいですがけれども、このような激変緩和措置、仮算定の試算結果が出た上で、今回のこの内容について、県にこのような試算結果や運営方針、これから決まっていくと思うんですけども、などの意見や要望をしているのでしょうか。しているのであれば、意見、要望などの内容についてお聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

ご質問いただきました激変緩和措置後の納付金額が増加することについては、県単位化に向けてやむを得ないものと考えますけれども、理解が得にくいことは意見として既に伝えてございます。

また、国保制度の円滑な運用開始に当たりお納めいただく国保税の急激な負担増は困難なことでございますので、激変緩和につきまして、ただいま県と協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、次に、愛知県において保険料率平準化、また統一化についての考えについてをお尋ねします。

保険料、保険税の水準の統一化を目指している、滋賀、奈良、大阪、広島県であります、それ以外にも運営方針案で、6年後には将来的には保険料水準の統一化を目指している都道府県があります。愛知県ではこの統一化の方針を持っているのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

国保制度改革においては、保険税の負担の平準化を将来目指していくことが目的の一つに掲げられております。しかし、平成27年度時点でございますけれども、県内市町村1人当たりの医療費には約1.7倍の格差が生じているところでございます。保険税の統一を目指せば、こうした医療費水準を全く考慮しないことになってしまいます。よって、愛知県では当面は保険税の統一は困難であるとして、市町村ごとの医療費水準を反映させて標準保険税率を算定し、将来的には保険税水準の統一を目指すというところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今答弁があったように、それぞれの市町村の医療水準や保険税の水準に確かに1.7倍の格

差があります。このような格差がある中で、保険税はどう、このような保険税があるのか、もう一度お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

議員先ほどおっしゃいましたように、滋賀県等々では、医療費水準の格差が容認できない格差ではないというふうに判断した県においては、将来的に保険税の統一化を6年後をめどにやっていきたいという方針を持ってみえるようでございますけれども、繰り返しになりますけれども、愛知県におきましては医療費の水準が市町村によって1.7倍程度の大きな格差があるという判断がございまして、当面の間は医療費水準を反映させて保険税率を算定してほしいということでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

医療費水準1.7倍で国保税統一化は本当に難しいことで、まずできないと私も思っております。県が今後どうしていくのか、何とも言えないところもありますが。

それでは、次に、市町村が今回保険税率を定める際に参考とする保険税率の仮算定で、蟹江町において来年度の国民健康保険税の算定方式についてお尋ねをいたします。

平成29年度における県内の市町村の算定方式は、所得割、均等割の2方式の自治体から、所得に税率を掛ける所得割、固定資産に基づいて計算される資産割、加入者の頭数に応じて定額が課される均等割、また、各世帯に定額に課す平等割の4方式の自治体とさまざまであります。蟹江町においては、一番多い算定方式の4方式であります。今回国保運営制度において来年度はどのような国保税の算定をしていくのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

去る10月19日に蟹江町の国民健康保険運営協議会を開催させていただきました。平成30年度の国保税におきましては、資産割の税率を半減しつつ低所得者層に十分配慮した課税を行うものとして、将来的には資産割の廃止を視野に入れながら事業を進めていく方針決定がされたところでございます。

今回の国保制度改革においては、県から市町村保険税率の算定方式といたしまして資産割を除く3方式が示されているところでございますけれども、この税率については、将来目標として参考にしつつ算定作業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。蟹江町が国保税を決めるのに際して、県は、先ほど答弁があったように、標準保険税率を目安として示すのであり、それは強制ではないというのが建前だとあります。しかし、市町村には圧力として働いているのだと思います。

後でも質問をいたしますが、これまでの国保税の住民負担を軽減するために実施してきた

財政措置などを、県が住民を優遇し過ぎていると問題視をし、軽減措置を実情やめさせる指導をする事態を招きかねません。この県からの標準保険税率の提示はあるが、あくまで参考ではないかと考えていますが、この点についてお聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

市町村におきましては、標準保険税率を一つの将来目標としてやっていきたいというふう
に捉えておりまして、それはあくまでも将来的な目標であって、来年度は当町の国保運営方
針にのっとして算定作業を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと聞いていることは、あくまでも参考じゃないかとちょっと聞いたんですけれども、
ちょっとその辺についてはあんまり追求せずに、10月19日の国保運営協議会において、先ほ
ども話が出た国保運営協議会において、資産割の廃止を視野に入れる方針が決定してありま
すが、低所得者層や子育て世帯、町長も子育て世代を応援するということではありますが、こ
の低所得者層や子育て世帯にどのように対応していくのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

先ほどの国保運営協議会の方針決定を尊重しながら算定作業を進めるところでございます
けれども、資産割の半減分の税額をどう補っていくのかにつきましては、所得割だけで補わ
せていただくと極めて高い税率となってしまいますし、人数割でございます均等割、世帯割
であります平等割で補うと、先ほど議員がおっしゃいましたように低所得者層の方、子育て
世帯の方の負担が大変大きくなってくる、そういうところを総合的に慎重に判断して算定作
業を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっとこれから算定をどうしていくかということが一番問題だと思うんですけれども、
加入世帯の収入や年齢層で、先ほど答弁があったように、300万円以下の収入、課税所得で
100万円以下、また、65歳から74歳の加入者が40%台という、年齢割合が高く所得水準が低
い、そして医療水準も高く、また、ほかの健康保険制度より高く、保険料負担が重い国民健
康保険であります。そのような方で、今後低所得者層、子育て世代をどういうふうにしてい
くのが気になるところであります。

それと、資産割についてですが、我が党自体、資産割については固定資産税との二重課税
の問題があり、当然だと考えております。しかし、資産割廃止による所得割、均等割、平等
割への負担転換は問題であります。資産割を廃止した知立市ですが、増税が71%であり、減
税は28%、増減なしが1%で、今回28年度に資産割を廃止した知立市であります。仮に転化
した場合、資産割の廃止に仮に転化した場合、国保加入世帯の5,179世帯のうち増税になる

のは、資産割のない世帯及び今後決まってくる税率にもよりますが、資産割があるが増税になってしまう世帯もあると考えます。実際にどのぐらいの世帯の方が影響するのか、わかりましたらお願いいたします、わかりましたらで結構でございます。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

資産割をお持ちの方の世帯が約2,300世帯、加入者の方で4,400名ほどの方が資産割の対象でございます。こういった方が税率を変えることによって影響してくるといいますと、やっぱり平均いたしますと55%程度の方が影響してまいるんじゃないかというふうに単純計算をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

55%ぐらいの方が影響してくる可能性があるかと、今答弁でした。

それでは、今実施している国保税の減免制度がありますが、これは引き続き行われていくのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

生活保護の方の減免でありますとか、災害減免、障害者の方、母子父子家庭の方への減免につきましては、町で定めております国保税の減免取扱規定に基づき、これを存続させていく予定でございます。また、所得に応じた7割、5割、2割の均等割、平等割の軽減措置についても、これも継続してまいるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

減免制度は引き続き行われていくということです。

それでは、一番肝心の市町村における一般会計からの法定繰入がどのようになるのか、お伺いをいたします。

新制度において県と市町村が保険者の実務を共通認識のもとで実施するため、県は国保運営方針を定めることになっております。国のガイドラインにおいても、特に赤字とみなされる一般会計からの法定繰入については、計画的に削減、解消を目指すとされています。

一方、国の都道府県向けの説明会において今回の国保改革が被保険者の皆様に受け入れられるものとするためには、平成30年4月の税制改革前後における保険料水準のあり方について考慮する必要があるとして、法定繰入の額を維持するかについて慎重に検討するように求めています。これが国の考え方であります。

そこで、一般会計からの法定繰入のこれまでの経過と、今後、来年度からの繰入がどのようになるのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

国や県からは、赤字補填等を目的とした一般会計繰入については解消や削減に向けた取り

組みに計画的に取り組んでいくとされているところがございますけれども、本町の一般会計繰入金につきましては、赤字補填のために繰入をして行っているのではなく、税の軽減分や福祉減免に充てさせていただいているところがございます。平成24年度に1億4,000万円程度ございました繰入金でございますけれども、年々減少しております、平成28年度には5,000万円まで縮小してきているところがございます。将来的な国保財政の安定化のため、一般会計繰入を初め国保支払準備基金、国保特別会計の繰入金などを精査しながら、活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。蟹江町、確かに赤字の繰入ではなく、福祉減免や税の軽減のための繰入で、確かに25年度が、先ほど答弁があった1億5,000万円近くで、28年度については5,000万円の繰入金となっております。

それでは、ちょっと町長にお尋ねをいたします。

今回この一般会計からの法定外繰入、今後実際にどのように考えていて、今後来年度からどうしていくのか、お聞かせください。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今担当が申し上げましたとおり、国保の支払準備基金だとか繰入金、いろいろ精査をさせていただき、先ほどの質問の内容であります、急激な保険料の上昇を抑えるということになりますと、これもまた語弊があります。

しかしながら、この一般会計法定外の繰入につきましては、板倉議員の前の先輩議員からもいろいろご指摘をいただいております。蟹江町は、本当に健全財政を堅持しつつ、収納率もしっかり維持をさせていただいております。そういう意味では、減免措置としての繰入金というふうに考えていただく、これはまさにそのとおりであります。

今後、今この時点でどうだということは明確には申し上げられにくい問題ではございますが、国のほうが、県のほうが、しばらく前までは解消に向けてやりなさいと、特別会計なので独立採算制、独立性を持って運営をしろという指示があったやに私は考えておりました。しかしながら、今回の国保の改定に向けて、またいろんな考え方が多分あると思いますので、我々といたしまして蟹江町の国保会計をしっかり堅持しつつ、皆様方にも若干の値上げはあるかもわかりませんが、しかし激変緩和に向けて努力をしていく一つのツールとして皆さんにお示しができればという今段階だというふうにご理解いただければありがたいというふうに思っております。

一般会計の繰入について決していかなんということをお願いしているわけではなくて、しっかりとした基盤をつくって、今後、やっぱり皆保険でありますので平等性に欠けてもいけま

せんので、ご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございました。法定外繰入、蟹江町、財政的にも本当に安定していると思います。赤字のほかの自治体、赤字で繰入をしている自治体もあります。法定外繰入もどんどん入れろと僕らは言っていますが、なかなか難しい問題もある。今後、来年どうなるのかで、法定外繰入の増も含めながら考えていってほしいと思います。

それでは、次に、公費の拡充分である被保険者の被保険者努力者支援制度がありますが、これはどのような制度なのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

保険者努力支援制度とは、医療費の適正化、例えば特定健診の受診率、予防、健康づくり、例えばデータヘルス計画の策定の有無、また、収納率等の取り組み状況に応じて、取り組みの実施状況の評価をスコア化し、得点に応じて公費が配分されるインセンティブ制度でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

医療費の適正化などに努力をする保険者の支援として努力者支援制度がありますが、後発医薬品、ジェネリックの使用割合や高齢者1人当たりの医療費、また、保険税の収納率、先ほど答弁があった収納率などの指数に基づき財政支援をするものであり、その制度の配点加点の点数が高いのが、重症化予防の取り組みと収納率の向上があります。保険税の収納率などに応じて補助金を出す制度ではありますが、健康づくりを応援すべきであって、収納率向上などで競争させることはあってはいけないと思います。この点についていかがでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

収納率につきましては、県のほうから示されている標準の収納率につきましては93.9%という数字が示されております。当町におきましては95.55%という高い収納率、収納をいただいておりますし、そういった面では安心な状況であるというふうに理解しておりますし、今後、例えばこの収納率が万が一が下がっていくことがあっても収納強化につながるということは今のところ考えておりませんで、これまでどおり電話催告であったりとか、現年度の方を過年度へ持っていくようなことをできるだけしないように、そういった意味の取り組みは引き続き行ってまいりたいと思っております。

さらに、重症化予防につきましては、私どもとしては最も重要な施策であるというふうに考えておまして、例えば糖尿病の方が糖尿病腎症で重症化されて透析となりますと、例えば月に40万かかるような大変な高額な医療費がかさむわけでございまして、これはもうご本

人様だけでなくご家族の方含めて生活の質が全部落ちていってしまうような状況でございますので、重症化予防、これにつきましては保健センターと一緒に最重点課題として取り組んでまいりたい。さらに、特定健診の受診率をこれに向けて少しでも引き上げていきたい、そういったことを最重点課題としてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。今答弁があった、特定健診の受診率を上げると今答弁もらったんですけれども、これに自己負担がありますよね。この自己負担をなくすということは、なくして受診率向上に向けて取り組んだらどうだと思んですが、その点についてお聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

受診料の負担につきましては、ただいま予算の折衝の時点でございますけれども、特定健診の受診率が今大変低いところでございますので、自己負担をなくすことがその起爆剤になるのであれば、ぜひとも予算のほうで当たっていきなというふうな今時点では考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

特定健診を受けて、重度にならない前に病院にかかって、医療費の軽減も本当に大事になってくるとこれから思っております。自己負担については、よろしく願いをいたします。

それでは、県への納付金の支払いは100%完納が原則で、減額は一切認められないと思っております。そうすると、ますます国保税の徴収を強化、先ほど95.5%の収納率である蟹江町であります、強化することがちょっと予想をされます。仮に国保税が引き上げられた場合、滞納者がやはり増えるのではないかと考えます。この点について再度お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

収納率に当たっては、国保税を納めていただいてこそ事業が回っていくものでございますので、納税者の方のご理解をいただきながら事業を進めていかなければならないと考えております。さらに、収納率、滞納整理強化につきましては、今の時点で強化ということは考えておりませんが、先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、電話催告等を行って、とにかく過年度のほうに回っていかないように、現年度で税金をお納めいただけるように、そのような事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

滞納問題、僕も国保税にかかわらず町・県民税の滞納問題、いろいろ相談を受けて対応をしております。まあ、僕を忙しくさせないように、お願いをいたします。

それでは、最後なんですけれども、今回示された試算結果であります、今後平成30年度の県単位化に向けての納付金等の算定に向けた、県または当町のスケジュールについてお伺いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今後のスケジュールにつきましては、平成30年1月に標準保険税率の本算定結果が提示されてまいります。これを受けまして新しい税率等を算定させていただきまして、国保運営協議会にお諮りをさせていただき、3月議会にて報告をさせていただく予定であります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

僕の質問は今で終わります。

市町村もこれまでと変わらない住民との接点での保険者、国保に対するこれまでの住民要求を基本に、その実現に尽力することです。県の協力も得て、引き続き取り組んでいただきたいと思います。今でも高過ぎる、払えない方がいる中で国保税の引き上げをさせないように、また、法定外繰入の増額を行われるように求め、国民健康保険の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「海部地区環境事務組合に関する件」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸です。

2問目として「海部地区環境事務組合に関する件」について伺っていきます。

9月議会においても廃棄物処理計画、また、八穂クリーンセンターについて質問をさせていただきましたが、再度お伺いをいたします。

国の2017年度の一般廃棄物処理整備費の予算は、従来の循環型社会形成推進交付金のほか廃棄物処理施設整備交付金、エネルギー対策として二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の予算が盛り込まれております。このような国の方針のもとで、実際は予算獲得のため、改修工事で間に合うところをエネルギー対策強化のための高効率発電施設を初め大型で過大なごみ処理のための新設建設を一方向的に押しつけかねられない状況となっております。

この流れの中、ごみ行政では、分別、資源化してきたプラスチック系ごみなどの資源化ではなく、燃やせるものは全て焼却炉で燃やしてしまおうという流れを強め、焼却量を増やす流れが強まっていると思います。これを転化し、焼却炉の推進ではなくごみの発生抑制、減量、リサイクル化を踏まえた適切なごみ処理とその計画に基づいた焼却施設事業に取り組む

べきです。

また、ごみの発生を設計、生産段階から削減するために、自治体と住民に押しつけるような今の現行制度も見直すことが必要であると考えます。

改めて、廃棄物資源環境とは、廃棄物処理と環境の保全、安心して住み続けられるまちづくりはどうあるべきかなどを真剣に考える必要があります。

そこで、蟹江町の廃棄物処理についての考え方をお尋ねします。

今、地球温暖化対策としてCO₂削減をすることは世界共通の課題であり、年間7万8,000トンのごみを焼却する八穂クリーンセンターと、そこにごみを搬入する構成市町村が一体となって取り組むことが求められると考えます。限られた財源の中で効率的な一般廃棄物処理事業を推進していくため、また、将来に向けて循環型社会を形成し環境の保全をしていくために、一般廃棄物処理基本計画を策定し、計画の性質と蟹江町が長期的な視点に立って総合的なごみ処理の推進を図るために、ごみの発生抑制から最終処分に至るまでのごみの再資源化や適正な処理を推進するために、基本的事項を定めるというものがあります。当町においての次の計画期間である蟹江町での基本計画の内容はどうなるのか、お聞かせをください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の基本計画の内容は今後どうなるのかについてでございますが、今我が国において地球温暖化対策は、環境面においても非常に重要な課題であると考えております。そこで、廃棄物処理についてもCO₂削減にさらなる取り組みをする必要があると思います。

八穂クリーンセンターでは、第2期の基幹的整備改良工事が計画をされておりますが、今回の工事では地球温暖化対策としてエネルギーの回収向上と超エネルギー化工事を実施しCO₂削減となることから、環境省の循環型社会形成推進交付金事業として申請を予定してございます。

町としましても廃棄物の焼却処理を八穂クリーンセンターで行っていることから、今後はさらにごみの分別、3Rの推進をして、ごみ減量に力を入れ、CO₂削減に取り組んでいく必要があると思います。

国の基本計画策定指針にも、一般廃棄物分野においても地球温暖化対策として3Rの推進による焼却量の抑制等を進める必要があるとされており、計画の策定に当たっては、温室効果ガスの排出量の削減に配慮することが適当であるとなってございます。これを踏まえて、今進めております基本計画に、地球温暖化対策について八穂クリーンセンターと連携をして取り組んでいくよう検討していきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。CO₂の削減、世界的に取り組んでいくことでもあります。蟹江町

においても分別、3Rでごみ減量に努めるということでCO₂削減をしていくということですが、それでは、基本計画の今回の策定の中で、国の基本方針である廃棄物の新たな目標量、一般廃棄物の2017年度実績に対する2020年度目標の排出量を約12%削減する、1人1日当たりの家庭ごみ排出量を500グラムとする、再生利用量を約21%から約27%に増加させるとしておりますが、この次の基本計画にこの方針として盛り込んでいくのでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

今のごみの減量というのが、1人当たり500グラムを取り込んでいくのかでございますが、国が定められておる、1人当たり500グラムに基準をとということですが、町のほうも今ごみの量に対して基本計画の中で計算というか試算をしてございます。将来的には国の500に近づけるように努力をしてやっていきたいと、ごみの減量に推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

自治体のごみ行政における役割は、自治体から出たごみを単に処理すればよいということではありません。いかにして出るごみを減らしていくのか、資源化できるごみをどれだけ分別し有効に活用していくのか、その結果、地球に優しい清潔で温かみのある我がまちを、我が蟹江町をどうつくっていくのかという独自の大切な仕事があるはずで、蟹江町においてのごみ行政への取り組みの姿勢はどうしていくのか、お聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

町としての取り組み姿勢はどうかについてでございますが、廃棄物であるごみを適正に処理することは、本町の住民の環境を保全する上で極めて重要なものとなっております、行政の課題となっております。町の行政責任であるごみの全体については、廃棄物発生抑制、それからリサイクルの促進及び適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築という目標に向けて、住民、事業者、行政の協働のもと、3Rを基本として、ごみの減量、リサイクルを推進し、地球環境に優しい持続可能な循環型のまちを目指していきたいと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それでは、ちょっと町長にお尋ねをいたします。

これからますます高齢化が進み、人口が減り、ごみは減少していくと思います。高齢化によって多くの高齢者が自由な時間を持つことができ、分別、資源化などの活動に積極的に参加をするという局面があります。資源化や分別活動において高齢者が生き生きと活動に参加

し、大きな成果を上げている事例が全国にたくさんあります。出るごみをそのままにしていけば、ごみの増加や環境破壊、資源浪費をもたらすだけであります。そして、その結果、税金の無駄遣いになるということになります。今住民と自治体の協力によってごみの大幅削減を基本に据えた、よりよいごみ行政を目指していくことが課題だと考えておりますが、この点についてお聞かせください。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まさにごみ行政というのは、この地域の中樞になる、30年前、40年前、50年前では考えられないようなお金、皆様方の税金を今蟹江町でも一般会計予算の3%近いお金をごみ処理、そして資源化について使わせていただいておりますので、できるだけ皆様方にごみを出さない、そしてリサイクルをする、3Rの考え方をこれからも遵守していただければありがたいと思います。

今、板倉議員からご指摘をいただきました、今現在でもこのごみ行政に関して地域とのしっかりとつながり合いも含めてでありますけれども、環境美化指導員約170名ぐらいの方が今蟹江町全域で活躍をさせていただいているわけでありまして、また、私の提案をさせていただきましたエコステーション2カ所今ございますけれども、そこもシルバー人材センターの雇用の場所にも実はなっておるのも事実でございます。

皆さんがごみに対する考え方をしっかりと共有をしながら、これから3億円もお金をかけているんだよということも周知もしながら、年2回、環境美化指導員説明会、必ず私も参加をさせていただき、町民の皆さんと同じ席で説明をさせていただいておりますので、今後ともそれはしっかり続けてまいりたいと思いますとともに、いわゆる資源化に対する意識をどんどんどんどん高めていって、そういう場所には雇用も生まれる、そういう作業場もできればいいのかなど、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

よりよいごみ行政をお願いいたします。

それでは、次に、蟹江町では生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、海部4市2町1村で構成をする海部地区環境事務組合の施設などを適宜整備し、町内で発生する一般廃棄物を適正に処理、処分する、この組合での入札問題であります。

初めに、蟹江町の入札制度についてお伺いをいたします。

契約の締結は、売買、貸借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法により締結するものとする。指名競争入札、随意契約また競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができる。一般競争入札または指名競争入札にする場合において政令で定めるところにより、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方と

するものとする、地方自治法にあります。また、指名競争入札では、工事または製造の請負、物件の売買、その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適さないものとするとき、その性質また目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき、地方自治法施行令にあります。

そこで、蟹江町の指名競争入札はどのように契約の締結をしているのか、お聞かせください。また、地方自治法にある予定価格はどのように決定しているのかについてもお願いをいたします。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、ご質問がございました蟹江町の入札制度、それから予定価格はどのように決めているのかについて、私のほうからお答えをさせていただきます。総括的なお答えでございます。

まず、入札制度、いわゆる競争入札は、業者間の競争により、できる限り安価な費用で公共事業等を実施する制度で、現在蟹江町におきましては年間約120件ほどの入札のほうを執行しております。

それらの入札の前に、必ずあらかじめ予想される落札金額の上限を設定する金額、これが予定価格でございます。その予定価格の範囲内で落札者を決定するものでございます。現在担当課におきまして予定価格を設定する際、その都度業者による見積もりをとらせていただきます。そのほか材料費や人件費等を調査いたしまして、市価の変動も考慮に入れて、適正に予定価格を積算しております。

今後も引き続き関係法令等を遵守いたしまして、細心の注意を払いつつ適切な入札の執行管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。予定価格は、最終的に見積もりをとって、人件費また材料費などを含めて、それらを積算して決めるのが通常だと思います。

それでは、もう一つちょっと聞きたいんですけども、随意契約についてちょっと教えていただきたいと思います。随意契約は、売買、貸借、請負、その他の契約で、その予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするときと地方自治法施行令にあります。この随意契約について答えられましたらお願いをいたします。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の随契の件のお答えでございます。

まず、随契も蟹江町ですと年間約120件ほど、入札とほぼ変わらない件数の契約のほうをしております。随意契約の限度表というのがございまして、原則、随意契約の場合も予定価格書の作成を義務づけております。それで、限度がございまして、予定価格書の作成を外す

ときというか、書類そのものをつくらなくて予算執行書のところの指定欄のところの予定価格を書くというところも、運用として今は行っておるというところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。随意契約について、ちょっと今から質問することでどうかなと思いましたが、ちょっとお聞きをいたしました。

それでは、蟹江町での指名競争入札についてお聞きをした上で、海部地区環境事務組合の入札問題であります。この間、報道がされており、皆さんもご存じかと思えます。11月21日の海部地区環境事務組合、これは私も傍聴に行きましたが、この中で問題とされ、11月24日、毎日新聞、中日新聞の夕刊、それ以降も報道をされております。

海部地区環境事務組合が昨年28年度に実施した環境調査に関する指名競争入札11件のうち事前に公表していない予定価格と業者の落札額が一致しており、一般競争入札に100%入札が6件あったということです。また、前年度の落札額をそのまま予定価格に流用していたわけでありすけれども、資料が残る2007年度から昨年度まで同じ4業者が落札、さらに、2012年度以降5年連続で同一金額で落札をしていたということが、11月25日の中日新聞に報道をされております。

この落札問題についてお伺いをいたします。

蟹江町での指名入札において、海部地区環境事務組合のような予定価格を決める際、積算での業者の見積もりが1社であることもわかっております。このような1社見積もりや前年度の落札額をそのまま予定価格にした事例はあるのか、お聞かせをください。

○総務部長 江上文啓君

今の板倉議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

蟹江町において予定価格を定めるに当たってどのようにしてみえるかということだと思われませんが、今議員がおっしゃったように、例えば前年度に契約したところから参考見積もりということで見積もりを頂戴することは確かにございます。ただ、その、見積額をそのまま予定価格にしたケースは、私の知る限りではないと理解しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この質問は、なぜ今回の海部地区環境事務組合のこの入札の今の問題、蟹江町ではなぜこのような1社見積もりや前年度の落札額をそのまま予定価格にしたことが、なぜそうしなかったのか。そうしていなかったのか、ちょっと聞きたかったんです。

○総務部長 江上文啓君

なぜしなかったかというご質問ですか。というのは、逆に申し上げると、一緒にするのがということですかね。

私どもとしては、先ほど総務課長のほうが申しあげましたように、積算に基づいて価格を求め、そこを参考に予定価格を定めさせていただきますので、普通に考えますと予定価格と見積金額が同じということは余りないのではないかなと思います。

ただ、例えば工事なんかでございまして積算をさせていただきます。皆さん、先生方もご存じだと思いますけれども、工事の積算金額というのはほとんど公表されております。それをもとに予定価格を定めます。業者さんも積算金額をもとに設計金額を求められますので、もとなる金額としては非常に近いものがあるかと思いますが、ただ、一般的な工事の場合でも、やっぱり業者さんのほうで企業努力ということで、一般的にはその積算金額よりも下げられるのが一般的だと思っておりますので、予定価格と積算金額、いわゆる入札価格が同額になるということは通常はあり得ないのかなと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

聞き方がちょっとおかしかったかもしれない。なぜしなかった、そうしなかったというのは、適正のために、そういうやり方はおかしくて、より適正にするためにそんな入札制度にしてないよということを聞いたかったんです。

新聞報道にある、昨年度実施した海部地区環境事務組合の指名競争入札の、先ほどあった予定価格と落札価格の一致などの問題についての見解をお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

今の組合のこの入札、指名競争入札の予定価格と落札価格の一致の問題についてどう考えるかでございますが、組合のほうのことでございますので、一応公正でかつ適正な入札を今後も実施していかなくてはならないと、町のほうも考えてございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、今回の問題は、今回指名競争入札ではなく、先ほど聞いた随意契約の方法の契約を今回海部地区環境事務組合の随意契約の方法は考えられなかったのか。規則で定める額を超えないとありますが、その点について、多分町長ぐらいしか答えられないかと思いますが、お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどの質問は、やっぱり非常に、我々が実施をした入札ではございませんので非常に難しい答弁だと思います。私がすぐ手を挙げればよかった、大変申しわけございません。

ご存じのように、環境事務組合というのは一部事務組合で、1市12カ町村あった時代から今4市2町1村、それぞれがお金を出し合って、先ほど板倉議員がおっしゃいましたように、地域の可燃物、1日大体8万トン近くを焼却処分、そして資源ごみの分別等々、たくさんの

環境にかかわる仕事をしている、一部事務組合で構成をしております。予算も数十億円、蟹江町といたしましても3億円に近いような負担金を出ささせていただき環境保持に努めているわけですが、今回提訴、新聞等々にもございましたけれども、この提訴をされた内容について私も詳しくまだ聞いてはございませんけれども、実際我々副管理者ですから、管理者の意向もございますので、答えられる範囲が非常に限定をされているということでご理解をいただきたいと思います。

その一般競争と指名競争については、いろいろその業者でしかできないもの、そして特異性のあるもの、限定的なものについては、当然環境事務組合というそういう感覚の一部事務組合ではいたし方ないのかなと、こんなことを思っております。

ただ、今回のことについて予定価格と落札価格がイコールになったと、どうなんだろうというふうに言われましても、多分、副管理者、管理者、誰も答えることはできないというふうに思います。ただ、一部報道にございますような官製談合があったとか、そういうことについては、多分それは絶対なかったというふうに私自身は思っておりますし、ないと思います。

ただ、環境というのは本当に特異性のあるものでございますので、一部業者がいつまでもやればよいという問題でもございません。しかも、これ平成28年度の決算審議のときにも議員さん全て可決をいただきましたが、その後に提訴をされたということでもありますので、監査委員さん自身もオーケー、了承をとっている部分については、これは当然お認めすることはできませんし、じゃ、27年度についてはどうなんだという、今その内容だというふうに私は思っています。ですから、提訴された部分については今ここで副管理者としてお答えできる材料は一つも持ってはおりませんが、総じて税金でございますので、1円も無駄にすることはだめだよということは、平素我々管理者、副管理者の間の中ではしっかり申し上げていることでもありますので、これは遵守をしていただきたい、そう思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

なかなか言えない面もやっぱりまだ出てくる、確かに今回、愛西の議員が提訴しております。今後どうなっていくのかわかりませんが、決して我が党自体も談合があったとかそういうことではなく、より適正にやっていたのか、やっていなかったらいけないということで問題視しております。

中日新聞の報道でも、弁護士もコメントを出しております。予定価格は通常人件費などを反映させるため毎年変わって、積算に基づかず、前年の落札額に合わせるのには信じられない。これでは予定価格を公表しているのと同じと談合できる環境を提供している、前と同じということが漏れていた可能性もあり、談合の疑いが出ても仕方がないと、弁護士さんもコメントをしております。

確かに11月21日の組合議会でも、横江町長は副管理者として管理者側で出席をし、この流れは十分承知しておるかと思えます。

そこで、もう一つ、新聞報道でも、あま市の村上市長が管理者であります、事務局に運営の改善を指示したとあります。基本的にどのような改善をされるのか、ご存じでしたらお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

内容については、多分事務局もそんなに熟知はしていないと思えます。先ほどご答弁を差し上げましたとおり、皆さんから集められた貴重な税金でございますので1円たりとも無駄にすることはできません。ですから、このような疑いのあるというのか不透明なやり方は慎むようにということの内容であったやに私は思っておりますし、近々に開かれます、12月20日に実は管理者会がございますので、そこでしっかりとした考え方を我々と共有するのではないかなと今の時点では思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

いつ、管理者会議はいつ。

○町長 横江淳一君

管理者会であります。12月20日の開催予定でありますので、そのときに多分話し合いがされるというふうに思っております。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それでは、今回のこの問題、適正だったかどうかという問題になってくると思えます。詳細について確かめていくのか、今、12月20日の管理者会で多分話が出るだろうと。もう一度入札のあり方、蟹江町もそうですし、入札のあり方、どうやっているのか、きちんと責任を持って示して、疑惑をもたらさないようお願いをいたします。

最後にですが、八穂クリーンセンターの第2期基幹的改良工事についてお伺いをいたします。この質問は9月議会においても質問をしておりますが、再度お願いをいたします。

公表はされておませんが、平成30年度から4年間で約50億円をかけて行う第2期基幹的改良工事です。その工事内容が費用分担をして支出をする構成市町村の議会や住民には、その内容は説明をされていません。平成30年度の環境事務組合の予算案は、管理者の皆さんには交付金のため説明はされているかと思えます。関係自治体の組合議員にもその内容を説明すべきでありますし、約10年前に談合問題で約20億円の賠償をした三菱がこの第2期基幹的改良工事を行う予定であり、住民の理解と納得が必要であります。この予算案は来年2月の定例議会に上程されるとのことですが、もっと精査をし、その定例会だけの議論で決まるよ

うなことは許されてはいけないと考えます。

そこで、初めに、まず、10年前に談合問題で賠償請求をした裁判の内容についてお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の損害賠償、10年前に起こりました損害賠償請求に関する裁判の内容でございますが、八穂クリーンセンターの当時建設に当たりまして、建設業者が談合していたという公正取引委員会が審決を出したことにより、海部地区環境事務組合が建設業者宛てに損害賠償請求をし、その和解の上、解決金が納入されたものでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

和解請求で三菱から海部地区環境事務組合に約20億円の賠償があったと思います。今現在この約20億円の賠償金はどうなっているのか、お聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

和解金であります。約20億円の和解金でございますが、まずその金額、和解金の中から一応裁判費用とか、それから国庫補助金の返還金とか、それから県費の補助金に対する返還金、こういうのをお支払いして、残額約14億円があります。その14億円に対しての和解金を財政調整基金のほうに積み立てをし、各年度23年度から27年度におきまして一般会計に繰り入れ、起債の償還金に充当したということをお聞かしております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。確かに国庫補助金なんかも返して14億円を、一時期どうするんだという話もあったみたいです。それぞれの構成市町村に返すのか、そういう話も聞いております。最終的には基金に積み立てをしたと聞いており、ここ数年前に、この14億円はもう使っていないということも聞いております。これはちょっとまだ定かじゃありませんが。

それでは、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

海部地区環境事務組合に22年3月の中長期計画があります。ここでは、平成22年度から10年間の中長期計画でありますけれども、11億円の第1期基幹的改良工事の基幹工事が今年度終わります。来年度、第2期の工事が始まる予定ですが、この中間計画の中に10億円、10億円と示されております。第1期工事で10億円が11億円でありますけれども、第2期の工事が10億円から50億円に膨らむという内容について説明がありましたか、お聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

確かに前回のときでは10億円とかとありましたけれども、今回50億円に膨らんだのは、徐々にこの機械とかそういうのを整備していくのに、精査をしていく間にそれだけの金額が出てきたということをお聞かせいたしますが、やっぱり50億円の整

備費がかかるということを聞いてはございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、八穂クリーンセンターが平成14年度から始まり、協定では30年間の平成44年、2032年までとなっておりますが、ここに、これなんでけれども、ここに29年3月に策定された八穂クリーンセンター焼却施設長寿命化総合計画書というのがあります。これについて副管理者である横江町長は見ておられるのか、また、持っておられるのか、また、この計画書自体誰が決めていったのか、お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

この八穂クリーンセンターについては、今僕もちょっと走り書きのメモをしたんですけれども、平成14年の5月に供用開始をしています。それまでは愛西市にあります塩田センターで、ダイオキシンの問題がありまして操業ができないということで、皆さんと協力をして、先ほどありました三菱重工業が270億円という巨費を投入して建設をいたしました。平成14年5月で、ちょうど今年で竣工16年目を迎えているということでもあります。

平成24年に長寿命化計画を初めて実は出ささせていただいて、これは第1期なんですね。それで、平成27年度から3年間で第1期の基幹工事ということで、炉の修理だとか、ストーカーの修理だとか、配管だとかという大規模な修理を実はさせていただきました。これは、環境事務組合の組合員さんにも全てお話をしております。

ただ、何度も出てきますけれども、私も管理者をやらせていただきましたが、先ほど来からご答弁を差し上げておりますように、数億円単位の抛出であります。毎年毎年我々の負担金が上がっていた時代がありまして、これは適正な運用管理をしっかりやることによって毎年実は負担金が下がってきております。それは予算を皆さん見ていただければわかると思いますし、来年度の予算の説明、まだしっかりとした予算の説明は3月議会に提出をされると思いますけれども、負担金も実は上がることはありません、若干また下がります。それぐらいやっぱりきちっと我々は分担金、負担金についてはチェックをさせていただいております、当たり前のことではありますが。

今回、平成30年からご案内のとおり33年までが第2期の基幹工事ということでお示しをさせていただきましたし、我々も説明を聞いておりますが、実際50億円という、申しようのないざっくりとしたお話し合いの中で、全てがそれに使われるかということ実はそうではないんですね。今おっしゃいました、八穂クリーンセンター焼却施設の長寿命化総合計画、これも実は私の手元につい最近ございまして、若干ちょっとこれ記載ミスもございまして、延命をするということの中の期間も平成49年度になっていると思いますが、これは多分44年度だというふうに私は理解をしております。いわゆる30年の償還ということで起債をかけてござ

いますので、今そのちょうど半分、真ん中の状態が来たというふうに私は副管理者として理解しておりますので、ちょっとこのところが多分訂正されるというふうに私は思っております。これもまだ1週間ぐらい前に実は入手したばかりでありまして、多分副管理者全てがご存じかどうかはちょっとわかりません。多分みんなご存じだと思いますが。

要するに、15年たって思ったより炉の損傷が激しい状態だという報告を実は聞きまして、今やらないと30年間の操業目標が既にそれも達成できないんじゃないかという危惧があったということは、もう私も認識しております。今お金をかけないと多分炉の崩壊を招いて、新たな焼却施設を建設しなければならないぐらいのお金がかかるんじゃないかという想定がされました。それは我々にとっては意ではございませんので、できるだけ早い時期に第2期工事をということで提案をさせていただきました。

ただし、先ほど言いましたように、基金をしっかりと利用しながら、償還がピークを迎えてほとんど大きなのが、一部ちょっと残っていますけれども大きな償還が終わっておりますので、それに向けて負担金を上げない、急上昇を避けると、激変緩和をしっかりとやってくださいという要望の中で、この2期工事がスタートしたというふうに考えてございます。

また、後で質問されると思いますけれども、CO₂削減、先ほど言いました計画の中でのCO₂削減を達した場合には交付税措置もあるというふうに聞いてございますので、詳しいことにつきましては12月20日に、先ほど言いました正副管理者会、ここで問題になるというふうに私は理解をさせていただいておりますとともに、議員各位におかれましても、臨時議会が多分予定をされておったんですが全員協議会に切りかえて、この詳細についてしっかりと説明をさせていただくという事務局の説明を私は聞いてございますので、ぜひとも情報をとっていただいて、ご理解をいただければありがたいというふうに今の段階では思っております。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。今本当に次の第2期基幹工事の計画書であります。今町長申した、私も追及する予定が、さっき間違いじゃないかと言われましたけれども、確かに延命化の目標で平成49年になっているんですよ。第2期基幹改良工事後、平成34年から16年目の平成49年に設定をするとなっていて、実際に地元の協定書は平成44年となっていて5年間おかしいだろという問題で、多分間違っているということらしいんですけども、その点、もう少しちょっと実際に本当にこの計画がどこまで進んで、事務局は49年と思っているのか、当然また管理者会でもお願いいたします。

この計画書、長寿命化総合計画書なんですけれども、確かにほかの自治体で、今回この入札問題、第2期基幹工事の内容について、他の自治体も共産党の議員さんが質問をしております。そういう面で質問すると、津島の市長も見たことがないと、大治についても見たことがないと、そのような自治体ばかりです。実際にこの計画書、副管理者である皆さんが、管

理者である人もそうですし、見てない状況で、なぜ計画が立って、もうここまで新しい29年3月に策定ができたのか、その点についてももう少し管理者会で議論すべき問題ではないかと考えるんですが、どうなのでしょう、その点について。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご指摘のとおりでありまして、大変この場で答弁するのは忍びないわけですが、我々もしっかりとした説明を聞いて、2月の説明だということをございましたので、それではちょっと遅過ぎるのではないのかということをご申させていただいたのも、副管理者としての使命だというふうに思っております。

この50億円というのは、まだしっかり、ざっくりとした数字だと私は自分で理解をしておりますし、今回12月20日にございます内容については、しっかりと議員の皆さんに説明をしてご理解をしていただけるように、努めるように、私のほうからもお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

資料のことにつきましては、私はこれ個人的に問い合わせをしましたらこういうのがあるということを知ったものですから私の手元にはこれはございますが、本来そうではやっぱりいかんと思います。ですから、副管理者として言う立場ではございませんが、きちりと情報は共有をしていきたい。そのことも含めて、12月の管理者、副管理者のところで提案をさせていただきたいというふうに今の時点では思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番 板倉浩幸君

本当にいろんな入札問題から今の計画書の問題、問題がちょっとあり過ぎる環境事務組合だと思います、実際には。

それで、そのような問題がある組合で第2期基幹的改良工事、少し町長も今答弁していただきましたが、本当に必要な工事なのか。裁判でもあった工事の事業者も含めて再度見直しをし、まず1年延長するないし、もっと時間をかけて議会で諮って審議するべきと考えますが、この点について見解をお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

ご答弁を申し上げます。

先ほど来ご説明をさせていただいておりますが、焼却施設というのは殊のほかやっぱり損傷が激しいものであるというふうに私自身も考えてございます。現に30年例えば操業をやるという当初の目的で、八穂クリーンセンターに塩田センターから移転をしました。当然ダイオキシンの問題があったからであります。周辺対策も含めて地域の皆さんにしっかりと理解をいただきながら30年間運転をする。ただし、操業停止の10年前までには必ず、この先延長して操業するのか、それともそのままここで廃炉にして新たなところを見つけていくかについては、運営協議会というのが年に2回、管理者と副管理者、そして地域の周辺の住民の

皆さんとの話し合いがあるわけであります。そこで環境アセスメントの問題だとか、環境の調整、いろんなデータをお示しし、良好な関係で運営をしています、運転をしておりますよという説明をしながら安心をしていただいているのが今の運営の状況でございます。

炉というのは大体15年が耐用年数と聞いておりますので、本当はもうちょっと細かい修理をどんどんやっているんですけども、それも追いつかないという状況であるのも事実でありますので、これは説明不足は否めないと思います。ですから、先ほどから言いましたように、申し入れいたしました12月20日、このときにできるだけの説明をさせていただき、皆さんにご理解をいただくようにというふうに副管理者としては申し入れをさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、12月20日の管理者会、副管理者会で話を持つ、ちゃんと精査し進めるということですけども、そうすると2月の予算案の上程の前にいきなり上程されるのか、議会とか協議会にて、ここにも高阪議員、組合の議員でもあります。もっと2月の上程される前に、今言った臨時議会や協議会の設定は考えていないのか、お聞かせください。

○町長 横江淳一君

先ほどからご答弁差し上げておりますが、蟹江町議会ではございませんので、一部事務組合でございます。当然代表の議員さんがお見えになりますし、議長さんが議会をしっかり取り仕切られると思います。我々は12月20日の管理者会にその話をさせていただき、その後に臨時議会を取りやめて全員協議会を開くという話を聞いておりますので、これは我々の判断の範疇ではございません。何とぞご理解をいただきたいと思いますとともに丁寧な説明をしていただくように、我々副管理者としては事務局にお願いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

別に蟹江町議会がどうのこうのと言っているわけではない。組合議会が、だから先ほど高阪議員が組合議会の議員であります。もっと議員も通して住民にちゃんと説明をし、何せ大きい50億円という大規模な工事ですので、次の管理者会でもそういう話をもうちょっと煮詰めてしていただきたいと思ひます。

最後なんですけれども、町長さっき答弁が、9月の議会でも先ほどの答弁でもありましたこの第2期基幹工事なんですけれども、負担金が必ず増えるわけじゃない、逆に減る方向だと、減るのではないかと答弁もらっているんですけども、ちょっといまいち、仮にざくっとした50億円なんですけれども、これをどうしていくのか、ちょといまいちよくわからないんですよ。確かにちょっと伺ったら、この環境事務組合の基金が12億もあるみたいですよ。

際に基金があるのがいいのかという問題もありますが、もう少しちょっと、なぜ負担金がふえないのか、ちょっともう一度お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

今回の質問の趣旨と若干通告の趣旨と違いますのでお答えがどこまでできるかわかりませんが、冒頭から申し上げましたとおり、蟹江町としてもピークは環境事務組合に対しての負担金が4億円に迫る勢いのときが実はございました。冒頭から申し上げましたとおり、特殊な炉だとか特殊な機械がたくさんやっぱり環境事務組合にはございます。そのいわゆる入札、新たな機械の導入だとか維持管理に数千万円単位、ひよっとすると1億円単位のものがあります。そこは例えば分離発注をしてコストを安くできないかとかいうことの努力をしながら、負担金をどんどんどんどん精査をさせていただいた経緯がまずあるということだけのご理解ください。

それから、今現在今後負担金を増やさないというのは、やっぱり企業努力、環境事務組合の努力によって、それぞれの税金を無駄なく使いたいという、そういう趣旨のもと、基本的には、とりわけ大きなことがあれば別ですけれども、今回のような、これも50億円とざっくりとした金額しか我々はまだ聞いてございませんが、ちょっと言いましたように、CO₂削減のための目標値の達成がもしもできれば、交付税措置がこれできるわけでありますので、今ここでちょっと言えることと言えないこと、決定ではございませんので、今精査をさせていただいて発言をさせていただいておりますが、我々としては負担金を下げない、これですっていただきたいという要望をずっとしてございますので、しっかりとそこはやらせていただくという要望も含めてお話をしておりますので、決してたくさんのお金がかかるから、増えないのはおかしいんじゃないかと、そうではございません。

それと、財政調整基金のあり方として、我々はきちっとした財政調整基金を持って運営をしていくのが、これはもう健全経営のかなめだと思っております。無駄な基金は要りませんが、やっぱり負担金の平準化という意味でいけば、12億円が適切かどうかはちょっと別の議論になりますけれども、我々としてはもう今起債もほぼピークを過ぎましたので、これからしっかりとその基金を運用しながら、負担金にはね返らないようなそんな予算審議をしていただけるとありがたいと思いますし、我々も管理者、副管理者ともども議員さんの皆さんと一緒になって予算の推移を見ていきたいというふうに考えております。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございました。もう少し聞きたいこともありました時間がなくなりましたので。

さすがに町長も長い間町長やって、管理者を経験して、今の環境事務組合をよくご存じだと思っております。そういう意味で、やはりあま市の市長も管理者でありますので、なかなか言えないかもしれませんが、よく頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。

て、私の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

11時5分から再開します。10分間休憩といたします。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 奥田信宏君

質問9番 伊藤俊一君の「観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアムの運営について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアムの運営について」と題しまして質問をさせていただきます。

観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアム建設に至るまでには、建設場所である土地所有者より寄附を受けたことから始まりました。地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金を活用した施設をつくることでもあります。そこに至るまでには、須成祭を須成区の祭りにかかわる役員の皆様方が長年にわたり継承をしてこられましたことが国に認められ、国の無形民俗文化財に2012年に指定をされ、その後2016年12月1日にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

平成29年ことしの8月5日土曜日、宵祭、8月6日日曜日朝祭りがユネスコ登録されまして、第1回目の須成祭がとり行われた、大変なにぎわいでもございました。町当局の積極的なかわり合いが、須成区の役員、敬神会、保存会の役員の方々も力強く感じ、須成祭を終わることができたと思っております。

須成祭のメイン会場であります天王橋の西南角に観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアムが建設中ではありますが、建設後にどの場所、どの位置に「世界遺産登録須成祭」と文字、看板が表示されるのか後ほど質問をいたしますけれども、全員協議会の説明でも話がありませんでした。後ほどこの件についてお聞きをいたします。

横江町長が蟹江町の祭りである、ユネスコに登録された須成祭は蟹江町の祭りであると内外にアピールをされてこられました。その祭りの愛称が「祭人」に決まると全員協議会で説明がございました。今風でよいかもしれませんけれども、須成祭が出てこない、世界遺産

に登録との文字も看板も出てこない、このことがよくわからないわけでございます。

そこで、質問をいたします。

1問目、12月1日の全員協議会での予算の説明と6月議会での説明との違いがございましたけれども、再度お聞きをしたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

12月1日の全員協議会での予算の説明と6月議会での説明との違いについてのご質問でございますけれども、当初はまちなか交流センターと同様の方法により、商工会、観光協会等の協力を得ながら町の直営で管理運営することを想定しておりました。

そうした中、平成29年7月に株式会社電通名鉄コミュニケーションズと観光、産業振興プロジェクト業務の委託契約を締結しまして、商工会、観光協会、鉄道事業者、関係団体と官民連携で観光交流センターの運営方法等の検討を始めさせていただいたところでございます。

検討を進めていく中で、観光交流センターを本町の観光産業振興の拠点施設として整備し、町内外から人を呼び込める施設として管理運営していくには、交流センターを中心としたにぎわいの創出や町の産業振興につなげるための新たな取り組みが必要であるとの結論に至りました。

また、狭小な施設ながらミュージアム、カフェ、物販といった機能を持ち合わせるため、当初私どもが想定しておりました事務量を大幅に上回ることが明らかになり、町としましては、観光協会、商工会の協力を仰ぎながら直営の方法を模索してまいりましたが、町の直営で観光交流センターを観光産業振興の拠点施設として管理運営していくのは困難であるという結論に至りまして、民間事業者による指定管理によって観光交流センターを管理運営していくという方針に至ったのが原因でございます。

○7番 伊藤俊一君

あなた、2問目の質問に答えておるんじゃないの。1問目、そんな質問じゃないでしょう。今は指定管理者についての質問の答弁じゃないの。

余り違いを言いたくないというようなことかもわかりませんが、今の答弁によりますと、官民連携で観光交流センターの運営方法などの検討をされた方々には、指定管理者制度に方針が変わった、このことは連絡済みですか。いわゆる商工会とか観光協会、そういったところにある程度の話をして、この間全協で発表されたのかどうかということをお聞きしたい。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

指定管理制度のほうにかじを切らせていただいたわけですが、これにつきましては、今回の議会のほうで報告をさせていただきました、今プロジェクト会議のほうも進めておりまして、そちらのほうの委員の中に商工会、観光協会の会長さんもお見えになりますので、そのところで報告をさせていただきたいと思っております。その会議が1月11日を予定

しておりますので、そのところで正式にお話をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ということは、関係する方々には事後報告ということでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光振興プロジェクトの委員の中には、観光協会、商工会から推薦をいただきました分科会がございます。そういった分科会のところで委員さんの意見を交えましてこの方向になったということがございますので、事後報告というよりも、委員の中にも話に精通はしているものと理解をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

はっきりせんね。事前にある程度の話をしておいて議会に報告をすると。それで、あなた方のいつものやり方は、議会が通らんことには話ができんと、だから後になるということが本来の役割だと思ってみえるんですか。

○町長 横江淳一君

大変皆様方にご説明がおくれまして、申しわけございません。

冒頭、伊藤議員も多分ご存じだと思いますけれども、今回これ設置に至る経緯は、先ほどちょっと伊藤議員がおっしゃったとおりでありまして、須成の地権者の方からそういう申し出が1年前にございました。我々もまさか本当にいただけるということは思ってございませんでしたし、実際国のユネスコ文化遺産にも登録されるであろうということはもう聞いてございましたので、さあ、じゃ須成祭、蟹江町を代表するお祭り、たくさんお祭りあるわけありますけれども、須成地区で面々と400年以上続けられたお祭りをユネスコという大きな舞台に皆さんの前で出させていただくには、それなりのやっぱりいろんな仕掛けがこれから要りますよねという話は、実は観光協会の私も名誉会長でありますし、観光協会の会長さん、そして商工会の関係の皆さん、会長さんも含めてでありますけれども、しっかりとお話をさせていただいておりました。

これらの冒頭にお話しをさせていただきます直営、公設公営でスタートをさせていただきますよという段階でございました。実際建設に当たりましては1億円以上のお金が要するということはもう当然わかっておりましたので、私も昨年の10月にその建設するための資金というのか、地方創生という大きな看板がございましたのとユネスコ世界遺産という重要なソフト事業がありましたので、我々としてはそれを内閣府に申請をし拠点交付金というお金をもらうとともに3年間の推進交付金、ただしこれはしっかりとした目標数値、KPIとそれからプロセスをお示ししないと来ないお金でありますので、そういう説明をし、非常にタイトなスケジュールの中、ここまで進めてきたのも事実であります。1年、2年かけてやって

おけば、もう少しゆっくり皆さんに丁寧な説明ができたということは大変申しわけなく思いますが、これは管理者であります、責任者であります私の不徳といたすところでございますが、地域の活性化を何とかしたいということでやったところ、やっぱりこれは商工会と観光協会だけではとてもじゃないけれどもこれだけのものはできないぞと、やっぱり須成祭を皆さんで一目瞭然見ていただこうということになれば、建てるだけではなくて、中に来ていただいで遊んでいただく、1年中地域がにぎわいのあるような、そんな地域にしていこうと思うと、やっぱりプロポーザル方式で業者を選び、管理運営もしていかなければいけないんじゃないかなという結論に達しさせていただきました。

正式なことについては、1月11日にお話をするということを担当者申し上げましたが、事前に関係する方と個別でお話をし判断させていただいたのは事実でございますので、何とぞご理解をいただければと思います。

○7番 伊藤俊一君

まあ、町長が相当ハードな目標の中でここまで持ってきていただいたということは十分承知しております。ただね、私が伊藤次長に話をしているのは、なぜこういった指定管理にするに当たって、初めは直営の話だった。指定管理に当たって、そういった以前に商工会や観光協会の皆さんにお話をしている、そういった方々に事前にそういう話を議会で提案すると、簡単に言うと、いう話がしてありますかと聞いておる。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光産業振興プロジェクトの中では、商工会、観光協会の会長の方々にも、こういった経緯につきましてはご説明してございます。

○7番 伊藤俊一君

その後、議会で決まったことを1月11日に説明するということですか、はい、わかりました。

そして、交流センターを中心にしたにぎわいの創出や町の産業振興につなげるための新たな取り組みが必要であると、そういう説明がございましたけれども、それには駐車場がやっぱり手狭ですよ。天王橋の近辺には龍照院の駐車場しかない。それで、そういった交付金を利用しながら、東大宮のほうに駐車場がありますね。そちらを今度整備すると、こういう話だと思っただけけれども、これからまだまだにぎわいが大きくなって、人も当然ふえてくると思う。車のやっぱり駐車場をまたいろいろと考えていただかないとまずいのではないかなと、そんなことを思っておりますので、またその件につきましては、よくご検討をいただいで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3問目ですが、国の地方創生での補助金について建設をすることになっておりますけれども、予算の内訳を再度教えていただけますか。また、推進交付金、これについても教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ご質問のありました件につきまして、最初、施設建設関係でございますけれども、地方創生拠点整備交付金事業、観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアム整備事業としまして、平成28年度一般会計補正予算として総額1億9,485万1,000円を歳出予算に計上させていただき、全額を平成29年度へ繰越明許として繰り越しをさせていただきました。予算総額1億9,485万1,000円で、この中には施設建設費、先ほど議員の指摘もございました駐車場整備費、設計監理料、備品購入費が含まれておりまして、財源内訳としまして、地方創生拠点整備交付金が7,848万8,000円、起債額が1億450万円、一般財源が1,186万3,000円と見込んでございます。

次に、地方創生推進交付金事業、観光産業振興プロジェクトの事業費でございますけれども、平成29年6月に一般会計補正予算として歳出総額2,152万2,000円を計上させていただきました。地方創生推進交付金としましては、約半分の1,022万1,000円の補助をいただく予定となっております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

本当にありがたい交付金の中で、須成祭がユネスコに登録されたということにおいて、こういった補助金が、いわゆる交付金がいただけたということでもあります。しかし、あれだけ立派な建物を無駄にすることなく、やっぱり有効に利用をしていただくために、本当に真剣になって取り組んでいただきたい。先ほども駐車場のことを申し上げましたけれども、須成の門屋敷は私の地元でありますけれども、東大宮というお宮があって、その東大宮の東側の駐車場、これの整備に当たるということですね。これはいつごろできるんですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今予算執行をしておりますので、来週早々に入札をかけて、3月をめどに工事完了していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

また、その近くには田んぼがたくさんありますので、駐車場を確保しようと思えばいろいろと確保ができると思います。また、その辺も招待するお客様の駐車場がないということが今の現状でありますので、よくまた検討をいただきたいと思います。

4問目です。指定管理者との契約の期限ですね、期間、これはどのぐらいをお考えですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ご質問のございました指定管理者との契約の期日でございますけれども、現在施設を建設中で3月末の完了、なおオープンは5月末を予定してございます。

また、指定管理者の決定につきましては議会での承認が必要となりますので、平成30年第

1回の蟹江町議会定例会の指定議案の上程を予定させていただいております。議会での承認がいただければ、4月に指定管理者と協定書を締結しまして、5月頭から指定管理の開始の運びと予定をしております。指定管理の期間でございますが、通常3年から5年の協定が多くなってございますが、今回蟹江町は民間への指定管理委託につきましては初めてということもございまして、平成30年5月から平成33年の3月31日までの2年11カ月としまして、事業運営内容の検証を踏まえまして、その後の指定管理を含めた施設運営体制を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

指定管理者を選ぶに当たって、何社くらい見込んでみえるんですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

先回の7月に行いましたプロポーザルでも2社でございましたけれども、極力多くの業者の提案をいただきまして、いい業者を選定していきたいと思っております。数につきましてはちょっと未確定でございますので、申しわけございません。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

多くの方々ということでもあります。そういった方を多く選んでいただいて、いい提案をしていただけるとありがたいと思っております。

そして、その業者ですけれども、町内を中心にされるのか、町外が多くなるのか、そういったことはある程度わかっておりますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

業者につきましては、町内町外を問わず、応募いただきました業者でのプロポーザルという形になります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

わかりました。

5問目になりますけれども、須成祭という文字とか表看板が建物のどこに掲げられるのか、それもさっぱりわからないと。前段で申し上げましたけれども、実際この須成祭というのは平成28年12月、そういったことでユネスコに登録されたということがございまして、須成祭とかユネスコに登録をされたということが、そこにそれだけ立派な建物を建てても出てこんということが私は不思議ではない。前段で申し上げた。そういったことを含めて、ちょっとご答弁をお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

須成祭という文字がどうなのかということでございますけれども、須成祭は、先ほど議員

が言われましたように平成28年12月に全国33件の山・鉾・屋台行事の一つとしましてユネスコ無形文化遺産に登録をされました。このことにつきましては、蟹江町にとりましても観光の大きなツールとなったことは間違いございません。

まず、表看板でございますけれども、施設名としての条例上は蟹江町観光交流センターを表示させていただき、また、公募をして決定をしました、愛称名「祭人」を表示させていただきたいと思っております。

なお、須成祭ユネスコ無形文化遺産登録という文字につきましては、施設を訪れた方々に広く周知していかなければならないと重々思っております。現在施設は建設中でありまして、施設の外觀イメージ等を含めまして、場所につきましても設計業者と全体のバランスを考慮して掲示をさせていただく予定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

この質問をするまでですけれども、こういった須成祭、ユネスコ無形文化遺産登録の文字だとか、須成祭といったことの具体的な話はなかった、今初めてそういう話になった。それで、どこかにつけると、設計業者と全体のバランスを考えてつけるという話だね。まあ、本来で言うと、あれだけの建物を建てるんだから、ここにユネスコ登録須成祭、これが当たり前、そうじゃないと思うんだね。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

先ほどもご答弁差し上げましたように、今建設中で、全体のバランスを考えながら計画をしておりますので、つけさせていただくことは間違いございませんので、ご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

いやいや理解はするんだけど、私の言っているのは、最初からなぜそういうことを設計業者ときちっと打ち合わせしてやらなかったかと。えらいミスをしておりましたと、そうじゃないのね。副町長でも、町長でもいい。

○副町長 河瀬広幸君

今、須成祭の文字、ユネスコ登録の文字、これは非常に大切なことだと思っております。町としてもやっぱりユネスコ登録で大きなこれ起点になったわけでありまして、それを土台にさまざまな情報発信を含めて、町内外からお見えになる方もたくさんおられます。ですから、大きな起点となったユネスコにつきましてはしっかりと捉えておりますので。これは、もともと地方創生交付金の観光交流センターという性格上の施設を建てた経緯がございます。KPIの設定、そしていろんなそこから情報発信していくことがありましたので、建物の施設名につきましては条例でお決めいただいた観光交流センターをまず表示したい。そして、町

民の皆様幅広く知っていただくための「祭人」という文字を「祭人」で表記すると。それとプラス、私ども、もともとユネスコの無形文化遺産登録については、これは未来永劫紛れもない事実でありますので、きちんと建物の部分に表示をするという考えでございましたので、その考えも含めて、改めてまた場所も再度しっかりと検討し、その記念碑的な文言もきちんと残しておくということでございますので、決して今応じないということではございません。ただ、正式名称としては観光交流センターという表示と「祭人」、そしてユネスコの無形文化遺産の登録の表示はしっかりとさせていただきますので、ご理解賜りたいと思っています。

○7番 伊藤俊一君

はっきり言えばいいんだ。初めからそういうことわかっておったら、初めにちゃんと全協で説明があって当たり前じゃないの。町長、どうだね。

○町長 横江淳一君

大変申しわけございません。十分ご理解をいただいているというふうに私は思ったものですから。

実際今条例上の問題を副町長も担当も言いました。冒頭にご説明を差し上げましたとおり、補助金の性格上、拠点交付金ということでもありますので、ユネスコ世界遺産というものが中心ではなくて観光交流センター、いわゆる3年間の推進交付金も同時にいただいた、それにはやっぱりしっかりとしたまづ位置づけをしていかなければいけない。もちろんユネスコ世界遺産になっているのが事実でありますので、それを掲げることは十分させていただきます。

今もちょっと話をしておったんですが、例えば観光交流センター、「祭人」というのも、イメージはわかりますけれども、まだどこにしっかりとつけるかということ进行现场合わせでこれからやりますので、説明の不十分さについては私のほうから陳謝をさせていただきますとともに、理由にはなりませんけれども、いろんなことがもう一気に来て、どこを先にしようかということもございました。

議員もご存じのように、2階がソフト事業としていわゆるプロポーザルで、一目で須成祭がわかるようなそんな楽しいところも、我々では思いつかないような、そんなソフト事業もさせていただきますので、ハード、ソフト含めて民間の力をこれからしっかりと入れていながらやっていきたい。当然ユネスコの世界文化遺産須成祭というのは明示をさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

わからんわけじゃないよ。少し話聞くだけでわかるけれども、正式な場できちっと、いや、そのことを言葉足らずで悪かったとか、事前に耳打ちしておけばよかったとか、いろいろありやせん。こういう場所で、やっぱりみんな聞いておるよ。何だ、須成祭ユネスコ登録さ

れたおかげで、あそこの交付金やら補助金が出たがやと。観光交流センターだけだったら、須成祭抜きでやったらどうだね、そういうことになるんだ。ユネスコに登録されたその実績というのは、町長が世界まで行っているいろいろとPRしてやっとなったわけだ。その仕上げがあつた建物じゃないの。やっぱりそれをね、あんまり地元をおろそかにしてもらってはいかんよ。

須成祭とよくわかるように、やっぱりあそこの建物はやってもらわなければいかん。室長どうだい、推進室長。

○政策推進室長 岡村智彦君

当初から、須成祭、ユネスコ無形文化遺産登録というのは頭にはございましたが、きちつと説明というものがなかったことは大変申しわけございませんでした。

今までの経緯を考えますと、やはりそこの観光交流センターの中でいろいろと創出する事業というものもあります。いろいろとKPIも設定をされておりますし、すぐれたノウハウを持ったところでの指定管理というところもありますので、いろんな使い方ということで進めていきたいと思いますが、やはり地元で場所的にも須成祭の天王橋の角というところがございますので当然にぎわいを出したいと思っておりますので、須成祭、また、ユネスコ登録というところの文字というものもきちんと入れさせていただきたいと考えておりますので、また今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 伊藤俊一君

締めをちゃんと担当の責任者がやってくれましたけれども、やっぱり私も須成に生まれて須成に育つて、この須成祭のユネスコ登録に向けて、町長も一生懸命やってもらったけれども我々須成の議員、私も飯田議員も石原議員も一生懸命、今でも須成祭を応援する会という会を立ち上げてやっておるわけ。で、せつかくの建物ができて、須成祭もどこかへ行っちゃった、ユネスコ登録も何もないというようなことではちょっと寂しかったんで力が入りましたけれども、そんな思ひでちょっと質問させていただきました。

ひとつ須成祭がますます発展しますように、皆さん方のお力添えをお願ひ申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時38分)